

電波法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（第一条関係）	1
○電波法（第二条関係）	8
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第六条関係）	29

改 正 案

現 行

（免許の有効期間）

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

（免許の有効期間）

第十三条 （同上）

2| 船舶安全法第四条（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶の船舶局（以下

「義務船舶局」という。）及び航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（以下「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

3| 船舶安全法第四条（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶の船舶局（以下

「義務船舶局」という。）及び航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（以下「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、第一項の規定にかかわらず、無期限とする。

（無線局に関する情報の公表等）

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の第十八第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許又は第二十七条の第二第一項の登録状（以下「免許状等」という。）に記載された事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

（無線局に関する情報の公表等）

第二十五条 （同上）

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める

場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七條の十二第二項第五号に規定する終了促進措置を行おうとす

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める

場合に必要とされる混信又はふくそうに関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、

る者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるものうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの（以下「特定基地局」という。）について、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域（放送法第九十条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項（現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、

当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第九号及び第百十六条第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項
3 (略)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならぬ。

三 (同上)
四 (同上)

五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

3 (同上)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 (同上)

2 (同上)

- 一 特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別
 - 二 特定基地局の開設を必要とする理由
 - 三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域
 - 四 希望する周波数の範囲
 - 五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
 - 六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
 - 七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 八 事業計画及び事業収支見積
 - 九 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
 - 十 その他総務省令で定める事項
- 3 (略)
 - 4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。
 - 一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。
 - 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
 - 三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。
 - 5 (略)
 - 6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年〔前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年〕を超えない範囲内において

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること。
- 5 (同上)
- 6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。

総務省令で定める。

7 (略)

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係

る開設計画(同条第二項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。

)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2・3 (略)

4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。

5 (略)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 (略)

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に八千七十八万六千六百円(別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百四十七万九千九百円)を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更

7 (同上)

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 (同上)

2・3 (同上)

4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、前条第一項の認定を受けた日から起算して六年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。

5 (同上)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 (同上)

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に八千七十八万六千六百円(別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百四十七万九千九百円)を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日が十月一日以外の日である場合

を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

4 42 (略)

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 一七 (略)

八 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調

における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月を経過する日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

4 42 (同上)

第百十六条 (同上)

一 一七 (同上)

八 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調

査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者
九〇二十三 (略)

別表第六(第百三条の二関係)

無線局の区分		金額
一〇九 (略)		(略)
備考		
一〇八 (略)	九 次のイからホまでに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イからホまでに定める金額とする。	
イ	一の項に掲げる無線局	三百円
ロ	二の項に掲げる無線局	三千円
ハ	四の項に掲げる無線局	千九百円
ニ	五の項に掲げる無線局	千三百円
ホ	六の項に掲げる無線局	五千四百円
十 (略)		

査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者
九〇二十三 (同上)

別表第六(第百三条の二関係)

無線局の区分		金額
一〇九 (同上)		(同上)
備考		
一〇八 (同上)	九 次のイからニまでに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イからニまでに定める金額とする。	
イ	一の項に掲げる無線局	三百円
ロ	二の項に掲げる無線局	三千円
ハ	四の項に掲げる無線局	千九百円
ニ	五の項に掲げる無線局	千三百円
十 (同上)		

改 正 案

（電波利用料の徴収等）
第百三条の二（略）

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に九千五百十四万八千九百円（別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百七十七万四千九百円）を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合）には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とある

現 行

（電波利用料の徴収等）
第百三条の二（同上）

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に八千七十八万六千六百円（別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百四十七万九千九百円）を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合）には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは

のは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3
3 4 (略)

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合には翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人にあつては四百三十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に

「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3
3 4 (同上)

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合には翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人にあつては三百六十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下

掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の満了の日まで除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数

欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては三百八十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の満了の日まで除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数

を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては四百三十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

742 (略)

別表第六（第百三条の二関係）

一 移動 する無	無線局の区分	金額
	三千メ ガヘル 航空機局若しくは船舶局又はこれら の無線局が使用する電波の	五百円

を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては三百六十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては三百八十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

742 (同上)

別表第六（第百三条の二関係）

一 移動 する無	無線局の区分	金額
	三千メ ガヘル 航空機局又は船舶局	四百円

線局（三の項から五の項までの八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。）		ツ以下の周波数の電波を使用するもの	周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの
航空線電力 二百八十	空中線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの 五百円
航空線電力 二百八十	空中線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの 七百元
航空線電力 二百八十	空中線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの 八千九百 円
航空線電力 二百八十	空中線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇五 ワットを超 え〇・五ワ ット以下の もの 八千九百 円

線局（三の項から五の項までの八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。）		ツ以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局又は船舶局以外のもの
航空線電力 二百三十	空中線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの 四百円
航空線電力 二百三十	空中線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの 六百円
航空線電力 二百三十	空中線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの 八十万五 千七百円
航空線電力 二百三十	空中線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの	使用する電 波の周波数 の幅が十五 メガヘルツ を超え三十 メガヘルツ 以下のもの	航空線電力 が〇・〇一 ワットを超 えるもの 千三百円

使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の波数の下の周波数の電波を使用するもの	メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	が〇・五ワットを超えるもの		
								使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの
五百円			七万八千円	五百円			八千九百円	三千二百円	万三千二百円

使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の波数の下の周波数の電波を使用するもの	メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	が〇・〇一ワットを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの
四百円			六万五千円	四百円			七千六百円	二千七百円	三万六千円

二 移動		三 移動	
三千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	使用する電波の周 波数の幅が六メガ ヘルツを超えるも のであつて、電波 を放射しようとする 場合において当 該電波と周波数を 同じくする電波を 受信することによ り一定の時間当該 周波数の電波を発 射しないことを確 保する機能を有す るもの	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの
三千メ ガヘル ツを超 え六千 メガヘ ルツ以 下のも の	その他のもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区域内にあ るもの
円 八千九百	円 七千三百	円 八千九百	円 三千五百

二 移動		三 移動	
三千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	使用する電波の周 波数の幅が六メガ ヘルツを超えるも のであつて、電波 を放射しようとする 場合において当 該電波と周波数を 同じくする電波を 受信することによ り一定の時間当該 周波数の電波を発 射しないことを確 保する機能を有す るもの	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの
三千メ ガヘル ツを超 え六千 メガヘ ルツ以 下のも の	その他のもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区域内にあ るもの
円 九千四百	円 六千四百	円 九千四百	円 三千九百

		三 人工 衛星局 (八の 項に掲 げる無 線局を 除く。)			
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
十三万二 百円	二億千八 百八十三 万九千八 百円	九千七百 四十二万 五千九百 円	十三万二 千二百円	十三万二 千二百円	三千五百 円

		三 人工 衛星局 (八の 項に掲 げる無 線局を 除く。)			
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
十一万二 五百円	一億八千 二百三十 六万六千 五百円	八千四百 八万八千 三百円	十一万二 百円	十一万二 百円	三千九百 円

四 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。										使用するもの
使用する電波の周波数の電波の周波数が三メガヘルツ以下のもの										使用するもの
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え五十メガヘルツ以下のもの	使用するもの	使用するもの
百七十八万円	八十九万円	五十九万円	十八万八千円	六万八千円	千二百二十一万九千七百円	六百一十一万円	百二十二万四千円	四十万九千円	千二百円	百円

四 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。										使用するもの
使用する電波の周波数の電波の周波数が三メガヘルツ以下のもの										使用するもの
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え五十メガヘルツ以下のもの	使用するもの	使用するもの
百四十八万円九千九百円	七十四万五千九百円	十五万七千五百円	五万五千五百円	千十八万三千百円	五百九万二千五百円	百二万二千五百円	三十四万九千円	百円	百円	百円

六 基幹放送局(三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を線局を除く。)	六千メガヘルツ以下	テレビジョン	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	千五百円	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	六万千八百円

六 基幹放送局(三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を線局を除く。)	六千メガヘルツ以下	テレビジョン	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	六千二百円	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五万千五百円

その 他の もの		その 他の もの	
使用する電 波の周波数 の幅が百キ ト以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの
空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの
四万九千 二百円	二百九十 六万三千 五百円	十七万七 百円	四万九千 二百円
空中線電力が十キロワツ 以上のもの	空中線電力が十キロワツ 以上のもの	空中線電力が十キロワツ 以上のもの	空中線電力が十キロワツ 以上のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
六千九百 九十三万 六千三百 円	三億四千 九百六十 八万八百 円		

その 他の もの		その 他の もの	
使用する電 波の周波数 の幅が百キ ト以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの
空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの
四万千円	二百四十 六万九千 六百円	十四万二 千三百円	四万千円
空中線電力が十キロワツ 以上のもの	空中線電力が十キロワツ 以上のもの	空中線電力が十キロワツ 以上のもの	空中線電力が十キロワツ 以上のもの
おける教育 に必要な放 送の用に供 するもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
七千二百 九十四万 千四百円	三億六千 四百六十 八万五千 六百円	六千五百 円	六千五百 円

九 その 他の無 線局	三千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	使用 する電 波の周 波数の 幅が三 メガ ヘルツ を超える もの	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	ロヘルツを 超えるもの の	空中線電力 が二十ワツ トを超え五 キロワツト 以下のもの 空中線電力 が五キロワ ツトを超え るもの	九百円	二百円	七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送 をする無線局及び多重放送をする無線局（三の項 及び八の項に掲げる無線局を除く。）	八 実験等無線局及びアマチュア無線局	六千メガヘルツを超える周波数の電波を 使用するもの	ロヘルツを 超えるもの	空中線電力 が二十ワツ トを超え五 キロワツト 以下のもの 空中線電力 が五キロワ ツトを超え るもの	九百円	二百円
			設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの											

九 その 他の無 線局	三千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	使用 する電 波の周 波数の 幅が三 メガ ヘルツ を超える もの	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	ロヘルツを 超えるもの の	空中線電力 が二十ワツ トを超え五 キロワツト 以下のもの 空中線電力 が五キロワ ツトを超え るもの	六千円	六百円	七 多重放送をする無線局（三の項及び八の項に掲 げる無線局を除く。）	八 実験等無線局及びアマチュア無線局	六千メガヘルツを超える周波数の電波を 使用するもの	ロヘルツを 超えるもの	空中線電力 が二十ワツ トを超え五 キロワツト 以下のもの 空中線電力 が五キロワ ツトを超え るもの	六千円	六百円
			設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの											

三千メートルを超過する電波の周波数の使用に関するもの										
放送の業務に供するもの										
使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超過するもの										
設置場所が第四地域にあるもの										
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの
九万六千三百円	二十四万六千六百円	十二万八千円	三万三千三百円	一万七千五百円	七十二万三百円	三十六万五千円	八万七千七百円	九万六千三百円	二十四万六千六百円	十二万八千円

三千メートルを超過する電波の周波数の使用に関するもの										
放送の業務に供するもの										
使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超過するもの										
設置場所が第四地域にあるもの										
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの
八万三千円	二十五万五千五百円	十万六千八百円	二万七千八百円	一万四千六百円	六十万三百円	三十万四千二百円	六万七千三百円	八万三千円	二十五万五千五百円	十万六千八百円

多重放送の業務の業	の	多重放送の業務の用に供するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	
			設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
放送の業務の業	の	多重放送の業務の用に供するもの	幅が三メガヘルツ以下のもの	幅が三メガヘルツ以下のもの	幅が三メガヘルツを超えるもの	幅が三メガヘルツを超えるもの
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの			設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
二百六十 万九千五 百円		三万千八百円		三十六万 五千円	八百 円	五百三十 三万九千 八百円

多重放送の業務の業	の	多重放送の業務の用に供するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	
			設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
放送の業務の業	の	多重放送の業務の用に供するもの	幅が三メガヘルツ以下のもの	幅が三メガヘルツ以下のもの	幅が三メガヘルツを超えるもの	幅が三メガヘルツを超えるもの
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの			設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
二百十七 万四千六 百円		二万六千五百円		三十万四 千二百円	九百 円	四百四十 四万九千 九百円

		以下の 外の もの				以下の 外の もの			
使用する電		ガヘルツを 超え三十メ ガヘルツ以 下のもの	ガヘルツを 超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの
設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの
二億九百	五百万円	六万九千 二百八十 百円	八万五千 二百六十 百円	七千八百 円	四十二万 三千八百 円	六千円	七十六万 七千六百 円	八千四百 円	九万六千 三百円

		以下の 外の もの				以下の 外の もの			
使用する電		ガヘルツを 超え三十メ ガヘルツ以 下のもの	ガヘルツを 超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの	使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超え三百 メガヘルツ 以下のもの
設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの	設置場所が るもの
一億七千	九万三千 百円	九万三千 二百八十 百円	七万五千 五百円	三千二百 円	三千五百 三十二万 円	四百円	三万八千 四百円	七千六十 円	八万三千 三百円

備考	使用するもの	波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの			
		第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
<p>一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。</p> <p>二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置</p>	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	五十六万九百円	一億四百万円	七十八万五千三百円	二千九十八万二千百円
	一万七千五百円				

備考	使用するもの	波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの			
		第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
<p>一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。</p> <p>二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置</p>	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	四百六十三万四千百円	八千七百三十二万二千円	千七百四十八万五千百円	五百八十五万七千八百円
	一万四千六百円				

法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項、三の項、四の項及び九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、二百円を控除した金額とする。

法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからニまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄の金額とを合算した金額から、当該イからニまでに定める金額を控除した金額とする。

- イ 一の項に掲げる無線局 四百円
- ロ 三の項に掲げる無線局 八千五百円

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされてゐる無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七(第百三条の二関係)

区	域	係	数
一	北海道の区域	○・○	二九五
二	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	○・○	五〇二
三	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四	五四六
四	新潟県及び長野県の区域	○・○	二四三
五	富山県、石川県及び福井県の区域	○・○	一六四
六	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	○・一	一九五

八 四の項に掲げる無線局 千九百円

九 九の項に掲げる無線局 八千円

九 次のイからホまでに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イからホまでに定める金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 三百円

ロ 二の項に掲げる無線局 三千円

ハ 四の項に掲げる無線局 千九百円

ニ 五の項に掲げる無線局 千三百円

ホ 六の項に掲げる無線局 五千四百円

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされてゐる無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七(第百三条の二関係)

区	域	係	数
一	北海道の区域	○・○	三〇〇
二	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	○・○	五一一
三	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四	五〇四
四	新潟県及び長野県の区域	○・○	二四七
五	富山県、石川県及び福井県の区域	○・○	一六六
六	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	○・一	一九四

別表第八(第百三条の二関係)	
無線局の区分	金額
一 三千メガヘルツ以設置場所が第一地域	二千三百二十円
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六五二
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇四〇四
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二一六
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇七〇八
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇七五
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五五八六
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四四一四
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二二七三
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八二六
備考 別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

別表第八(第百三条の二関係)	
無線局の区分	金額
一 三千メガヘルツ以設置場所が第一地域	二千七百五十円
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六五八
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇四〇九
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二二〇
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇七一五
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇七四
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五五六三
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四四二七
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二二五二
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八二九
備考 別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	の区域内にあるもの	千三百八十円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四百四十円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二百六十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	千三百八十円
備考	この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。	

下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	の区域内にあるもの	二千八十円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千七百二十円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	千六百五十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二千八十円
備考	一 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。 二 人工衛星局の免許人が当該人工衛星局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用する無線局であつて、陸上に開設するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、千六百十円とする。	

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第二項及び第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十四第四項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の第二十一項及び第十七項から第四十二項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三条の二第十一項中「第三十八条の二十六（外国取扱</p>	<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十三条第二項、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第二項及び第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十四第四項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の第二十一項及び第十七項から第四十二項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三条の二第十一項中「第三十八条の</p>

業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。